

公 租 公 課

平成 27 年 10 月 8 日
北陸電力株式会社

1. 公租公課の算定概要

- 公租公課は、各税法等（河川法、地方税法、電源開発促進税法、法人税法等）に基づき、需要想定や設備投資などの前提計画をもとに算定しております。
- 法人税や電源開発促進税などが減少したことから、公租公課は、現行原価に比べ ▲11億円減少しております。

(億円)

	申請原価 A (H28~30平均)	現行原価 B (H20)	差引 A-B	備考
水利使用料	1	1	▲0	
固定資産税	58	58	▲1	償却進行等による固定資産の減
雑税※	1	2	▲1	
電源開発促進税	106	108	▲2	課税標準電力量の減
事業税	18	20	▲2	事業税対象原価の減
法人税等	13	19	▲6	法人税率引き下げ(29%←36%)による減
合計	197	208	▲11	

※県市町村民税、事業所税、印紙税等

(注)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。(以下同様)

2. 水利使用料

○水利使用料は、河川法に基づき河川の水利使用の対価として支払うものであり、水力発電所毎の理論水力に単価を乗じて算定しております。

(百万円)

	H28～30平均	備 考
一 般 水 力	57	発電所の新設、常時使用水量の見直しを反映
揚 水	—	対象発電所なし
合 計	57	

<水利使用料の算定式>

・一般水力: $1,976\text{円} \times \text{常時理論水力(kW)} \times 1 + 436\text{円} \times 2 (988\text{円} \times 3) \times \text{特殊理論水力(kW)} \times 1$

※1 理論水力(kW)

・常時理論水力(kW): $9.8(\text{重力加速度}) \times \text{常時使用水量} \times \text{有効落差}$

・特殊理論水力(kW): $9.8(\text{重力加速度}) \times (\text{最大使用水量} - \text{常時使用水量}) \times \text{有効落差}$

※2 昭和40年10月1日以降に発電を開始した発電所に適用される単価

※3 昭和40年9月30日以前に発電を開始した発電所に適用される単価

3. 固定資産税

○固定資産税は、平成27年1月1日時点の課税標準を基準に、設備投資計画に基づく増減を反映して算定しております。

(百万円)

		H28～30平均	備 考
流 通	送 電	1,957	税率は 1.4% で算定 課税標準および税額は、土地・家屋・償却資産の 資産区分ごとに算定
	変 電	1,033	
	配 電	2,340	
そ の 他	水 力	39	保健館・宿泊所や先行投資資産等に係る固定資産 税は、審査要領等を踏まえ、原価不算入としている
	火 力	116	
	業 務	287	
合 計		5,772	

4. 雑税

○雑税には、県市町村民税、事業所税、都市計画税、印紙税などが含まれており、それぞれの税法および法令に基づき、需要想定などの前提計画や過去実績等を基に算定しております。

(百万円)

	H28~30平均	課税標準
県市町村民税	9	・資本金、従業員数
事業所税	12	・資産割：床面積 ・従業者割：給与
都市計画税	34	・土地、家屋の固定資産税の課税標準
印紙税	62	・領収証、契約文書等
その他※	30	
合計	147	

※ その他は、登録免許税・不動産取得税・自動車諸税・控除対象外消費税

5. 電源開発促進税

○電源開発促進税は、需要想定に基づく課税対象電力量に 税率 0.375円/kWh を乗じて算定しております。

(百万kWh、円/kWh、百万円)

	H28～30平均	備 考
課税対象電力量 a	28,291	需要想定をもとに算定
(販売電力量:再掲)	28,239	供給区域需要(停止中所内電力、揚水ロスを除く)
税 率 b	0.375	
税 額 (a×b)	10,609	

<参考> 課税対象電力量の算定式

課税対象電力量 = 販売電力量 + 発電所所内電力量※ + 変電所所内電力量

※ 発電所所内用電力量のうち1/100相当

6. 事業税

○事業税は、地方税法の定めるところにより、収入金額から一部収入などを控除して算出した課税標準に税率を乗じて算定しております。

(百万円)

	H28~30平均	備 考
収 入 a	136,691	一般送配電事業に係る収入、控除項目
控除項目 b	441	
課税対象 c=a-b	136,251	
税 率(%) d	1.306%	
税 額 c×d	1,779	

<事業税の算定式>

○収 入

・託送料金原価(事業税計上前)+地帯間販売送電料+電気事業雑収益+離島電灯電力収入
+託送収益+事業者間精算収益

○控除項目

・託送料+事業者間精算費+貸倒損(発生額)+電気事業雑収益(一部)+地帯間購入送電費
+他社購入送電費

7. 法人税等

○法人税等は、算定省令に基づき、発行済株式数および一株あたり50円の配当金額をもとに算定しております。

(百万株、百万円)

	H28~30平均	備考
発行済株式数 a	209	自己株式を除く
配当金 $b = a \times 50$ 円	10,441	
実効税率(%) c	28.795%	
配当所要利益 $d = b / (1 - c)$	14,663	
電気事業全体に係る法人税等 $d \times c$	4,222	
送配電事業に係る法人税等	1,298	電気事業全体の30.7%

<算定省令 第四条第4項>

十一 法人税等 発行済株式(自己株式を除く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法(平成十七年法律第八十六号)に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)及び地方税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額